

京町家チェックシート

1 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1項に規定する京町家の要件への適合状況

	項目		チェック欄
1	建築基準法の施行以前に建築されている	必須条件	
2	木造の建築物である。		
3	伝統的な構造を有する。…「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造		
都市生活の中から生み出された形態又は意匠	3階建て以下	必須条件	
	一戸建て又は長屋建て		
	平入りの屋根 ※角地、路地状敷地、高塀を有する建築物では必須でない。		
	隣地に接する外壁又は高塀	いずれか 1つ以上 有する	
	通り庭…道に面した出入口から続く細長い形状の土間		
	火袋…通り庭上部（細長い形状）の吹き抜け部分		
	坪庭又は奥庭		
	通り庇…道に沿って設けられた軒		
	格子（伝統的なものに限る）…虫籠窓や京格子など		

2 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例への適合状況

	項目	チェック欄
5	施設が存する建築物が、①一戸建て又は長屋建て、②階数が3以下、③宿泊者と当該宿泊者以外の者の共用に供する部分が存しない構造であること。	
6	客室の数が1であること。	
7	施設のすべてを宿泊者の利用に供するもの。	
8	1回の宿泊について、宿泊者が9人以下で構成される1組に限られること。	
9	施設への人の出入りの状況を確認することができる措置が講じられていること。	
10	施設におおむね10分以内に到着することができる場所に営業者又は使用人等の駐在する場所が設けられていること。	
11	施設の内部において、面接の方法により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受け渡しをすること。	
12	営業者は、施設の外部から見やすい場所に、営業者の氏名（法人にあっては、名称）、管理者の連絡先、施設の名称及び営業の種別を記載した標識を掲げなければならない。	